

広島県訓令第第八号

本 庁  
地 方 機 関

広島県決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和三年六月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県決裁規程の一部を改正する訓令

広島県決裁規程（昭和三十八年広島県訓令第三十二号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二條 (定義) (略)</p> <p>一―十六 (略)</p> <p>十七 ワクチン政策担当課長 職の設置規則別表第一号の表職名の欄に掲げるワクチン政策担当課長をいう。 十八―二十四 (略)</p> <p>第八條 (局長、課長等の専決事項) (略)</p> <p>2―5 (略)</p> <p>6 担当課長、政策監、審理監、デジタル県庁推進担当課長、交通対策担当課長、高等教育担当課長、新型コロナウイルス感染症対策担当課長、ワクチン政策担当課長、医療機能強化担当課長、ため池・農地防災担当課長、建設DX担当課長及び経営企画監は、その所掌に属する事務のうち、第一項の規定により、課長限りで専決することができる。 7―10 (略)</p>	<p>第二條 (定義) (略)</p> <p>一―十六 (略)</p> <p>十七―二十三 (略)</p> <p>第八條 (局長、課長等の専決事項) (略)</p> <p>2―5 (略)</p> <p>6 担当課長、政策監、審理監、デジタル県庁推進担当課長、交通対策担当課長、高等教育担当課長、新型コロナウイルス感染症対策担当課長、医療機能強化担当課長、ため池・農地防災担当課長、建設DX担当課長及び経営企画監は、その所掌に属する事務のうち、第一項の規定により、課長限りで専決することができる。 7―10 (略)</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。